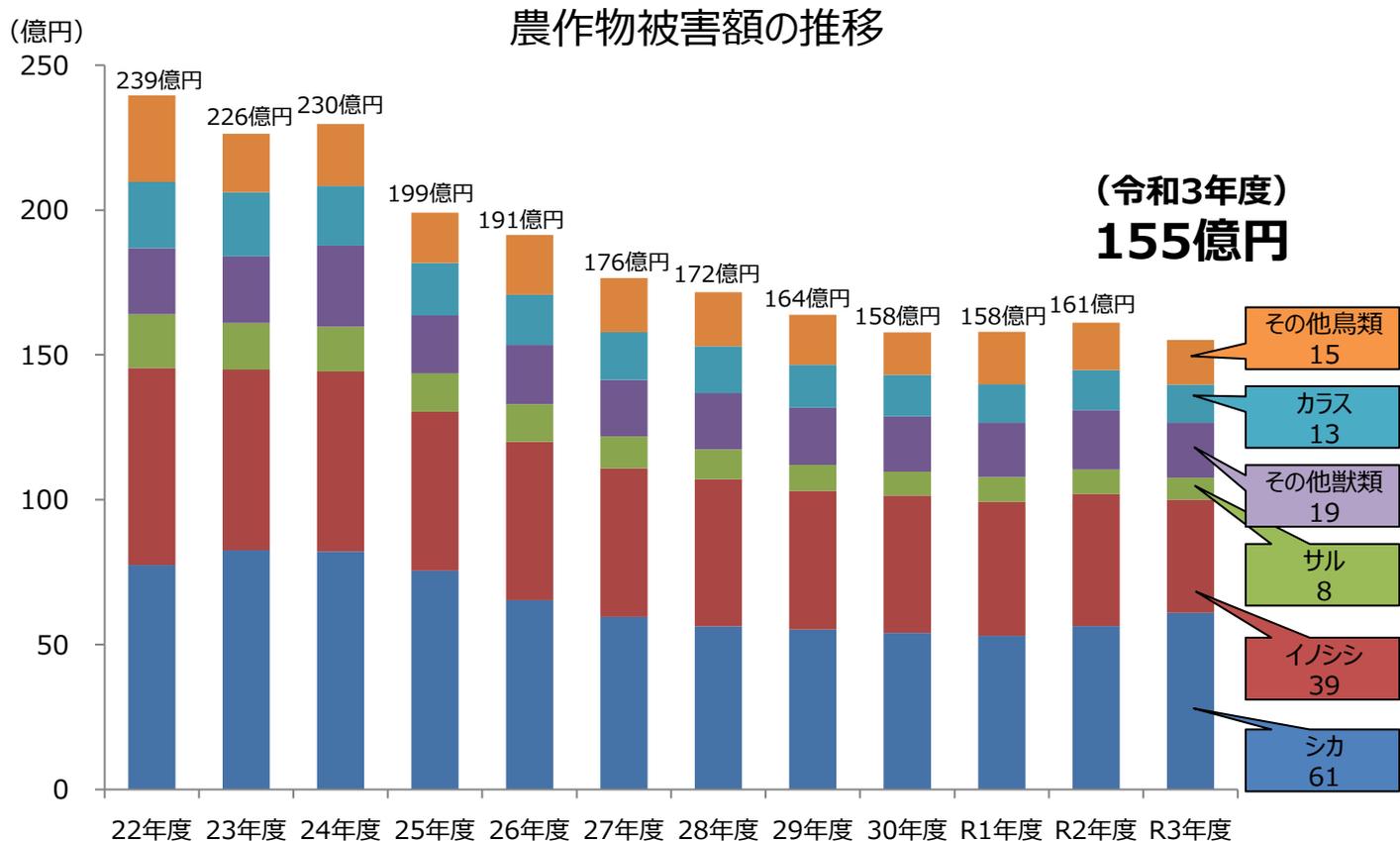


鳥獣被害の現状と対策

令和4年12月
農林水産省 農村振興局

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は155億円（令和3年度）。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約5千ha（令和3年度）で、このうちシカによる被害が約7割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害ももたらしており、**被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。**



農作物被害



森林被害



【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

鳥獣被害対策の3本柱

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成

H19
(制定)

○現場に最も近い行政機関である**市町村が、策定した被害防止計画に基づき、総合的な取組を行うことに対して支援**すること等【主な支援措置】

- ・財政支援：**特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）**、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。
- ・権限委譲：市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。
- ・人材確保：**鳥獣被害対策実施隊を設置**することができ、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

H24
(改正)

○一定の要件を満たす場合、①鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』、②鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成26年12月3日までの間』、**銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除**する規定を追加。

○国及び都道府県が対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成28年12月3日までの間』に2年間延長。

H28
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『平成33年12月3日までの間』に5年間延長。

○鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。

○目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

○銃刀法に基づく技能講習を一部免除する規定について『**令和9年4月15日までの間**』に5年間延長。

○**都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置及び同措置に要する国による費用の補助に係る規定を追加**。

○**国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加**。

○**被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加**。

○捕獲した鳥獣の用途に**ペットフード、皮革を追加**、ジビエ利用に係る衛生管理の高度化に係る規定を新設。

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

【鳥獣被害対策実施隊の活動内容等】

○ 活動内容：捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施

<活動例>



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追い払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

○ 隊員構成：

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事。

○ 実施隊設置の必要な市町村の手続き：

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

○ 実施隊員へのメリット措置：

主として捕獲に従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可

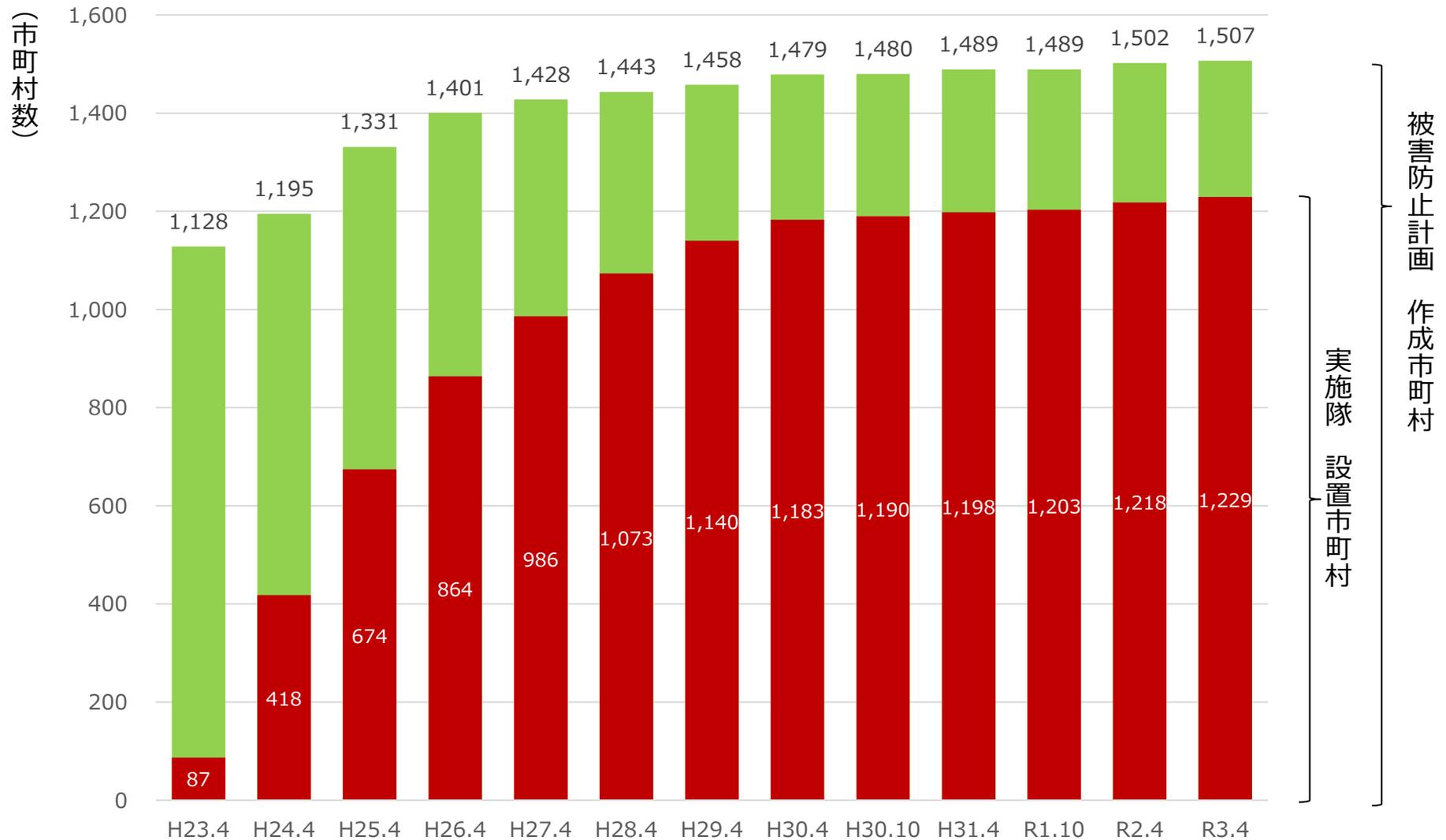


継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減免
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置は、実施隊員と同じく対象になり得る。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数の推移

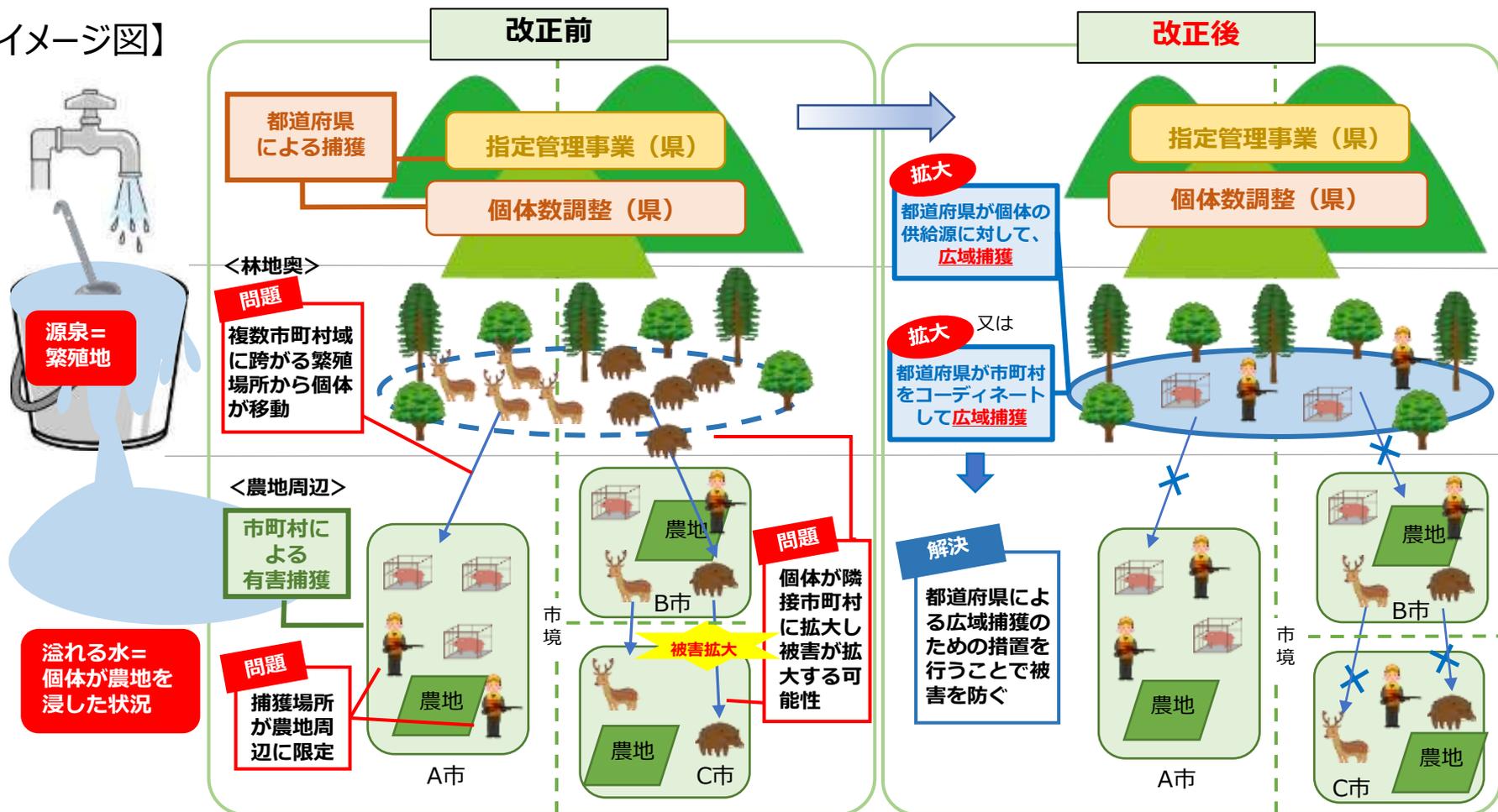


※ 全国の市町村数は1741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1500

複数の市町村をまたぐ広域的な捕獲の強化

- シカやイノシシ等は、県や市町村をまたいで移動するため、①別の県や市町村に移動して生じる**新たな被害を防ぐ捕獲**、②県や市町村を跨ぐ**林の中での繁殖場所での捕獲等**、**広域的な捕獲が重要**。
- このため、**都道府県が**、複数の市町村界をまたぐような**被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行えるよう**、**都道府県が講ずる措置の範囲を拡大**(市町村から県へ要請)。
- また、この広域的な捕獲について、**国は都道府県が行う調査及び鳥獣被害防止に関する措置に要する費用について、必要な財政上の措置を行う**。

【イメージ図】

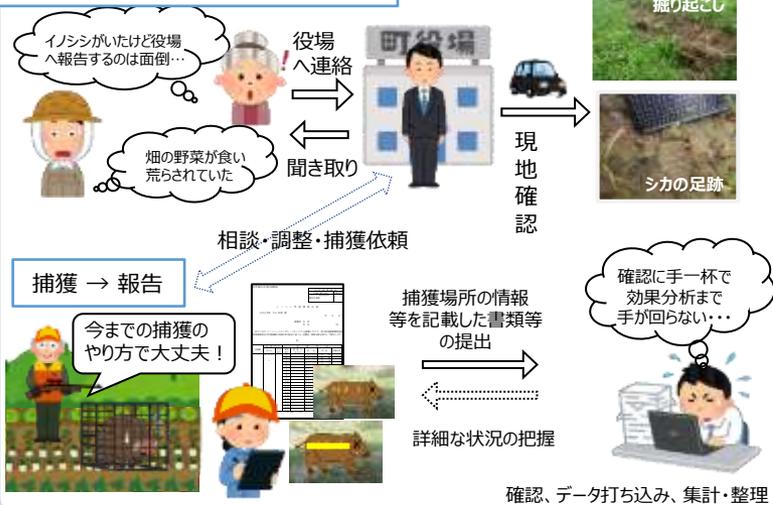


鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組

鳥獣被害対策現場の現状

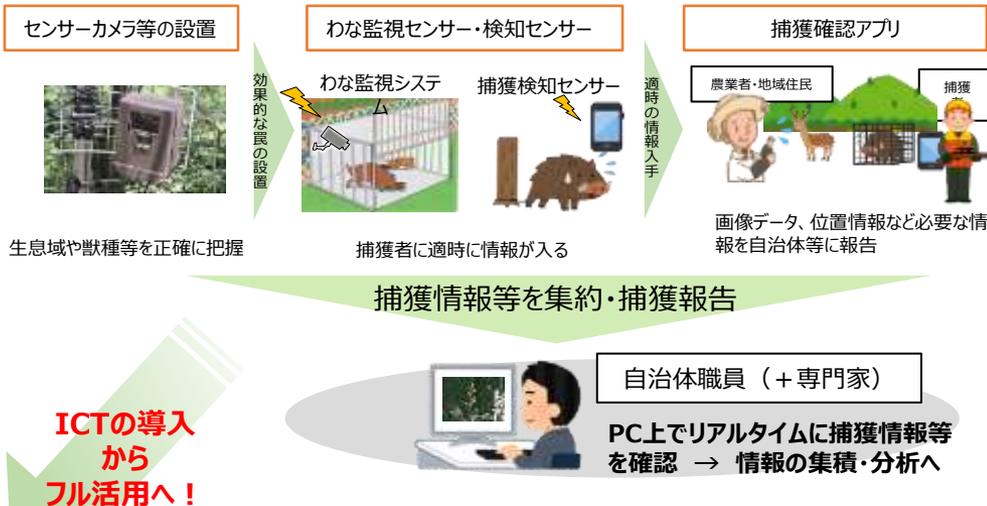
○アナログの場合、被害状況の把握等には大きな労力が必要

生息・被害情報の把握（現地確認）



ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

- センサーカメラ等で生息域や対象獣種を正確に調査
- 捕獲に効果的な場所へのわなの設置 → わなセンサー等で適時の情報入手
- 捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告



【ICTをフル活用した鳥獣対策のイメージ】

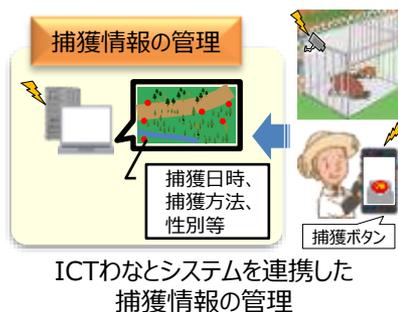
Plan : 計画

生息・被害状況等を調査し、データに基づく被害対策の策定



Do : 実行

計画に基づく対策の実施



Check : 点検

対策の効果を確認し、課題を整理



Action : 改善

点検・分析を踏まえた対策の改善

鳥獣害対策の知見を有する専門家にアドバイスを受けながら効果的な取組を実施



捕獲人材育成の充実強化に向けた取組

捕獲人材の現状

- 捕獲の担い手の高齢化が進み、特に銃猟を行える者が減少。
- 広域捕獲等の計画策定を含めた高度な捕獲を行うことができる人材も不足。

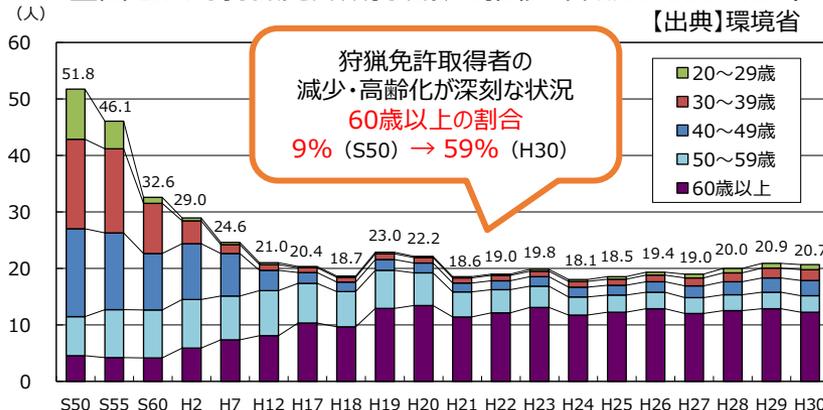
全国における猟銃等所持者数の推移 (S55～R3)

【出典】大日本猟友会



全国における狩猟免許所持者数の推移 (年齢別、S50～H30)

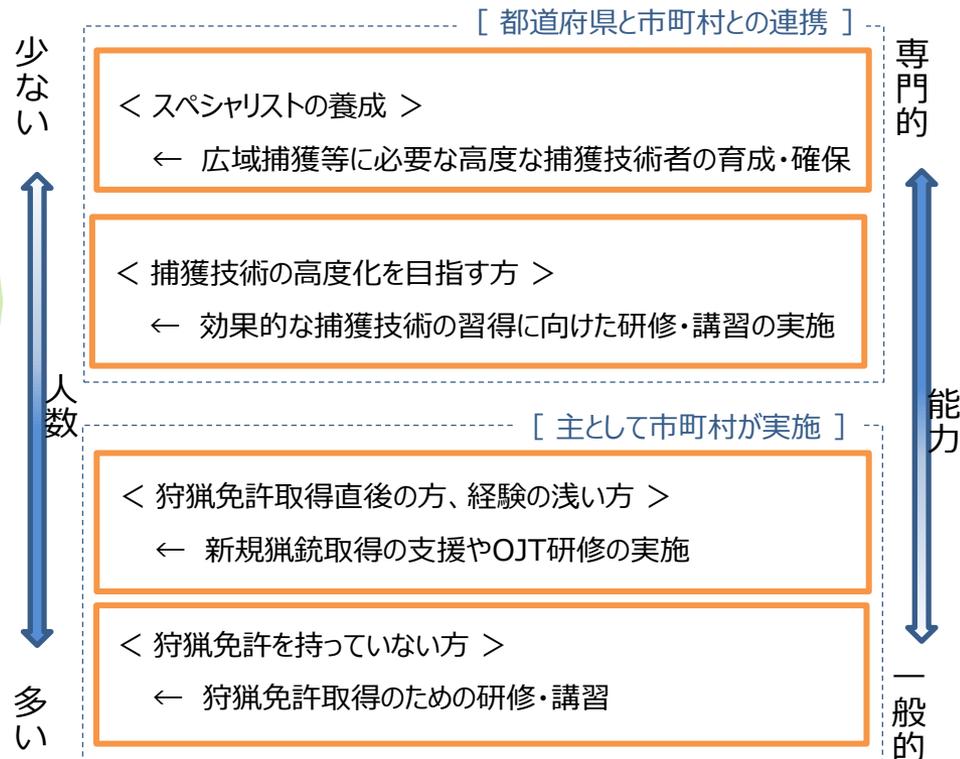
【出典】環境省



都道府県・市町村による体系的な研修等の対策

- **被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲等を行う都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施することが必要。**

【研修体系のイメージ】



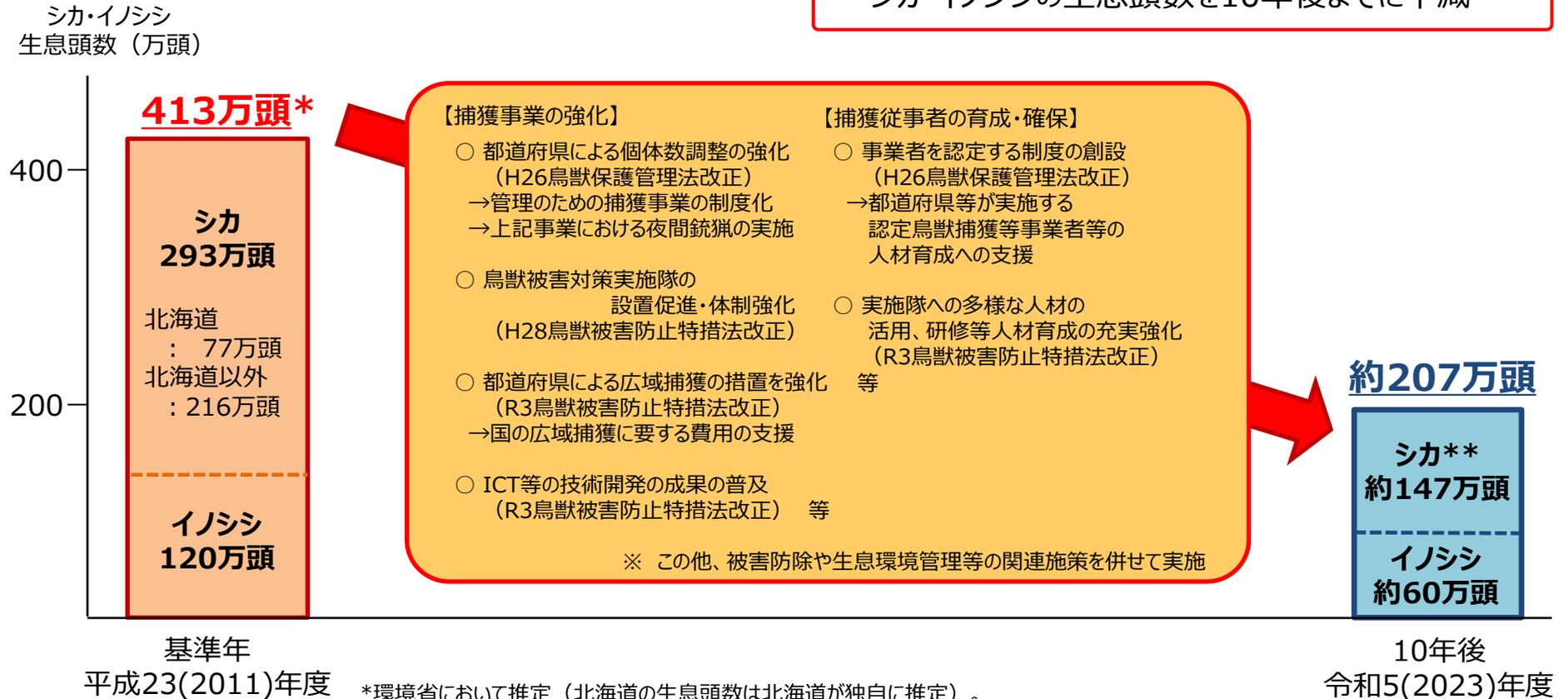
抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月 環境省・農林水産省策定）

- 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**抜本的な捕獲強化に向けた対策を講じ、当面の捕獲目標として、シカ、イノシシの生息頭数の10年後までの半減を目指すこと**とした『抜本的な鳥獣捕獲強化対策』を平成25年12月に環境省及び農林水産省にて策定。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



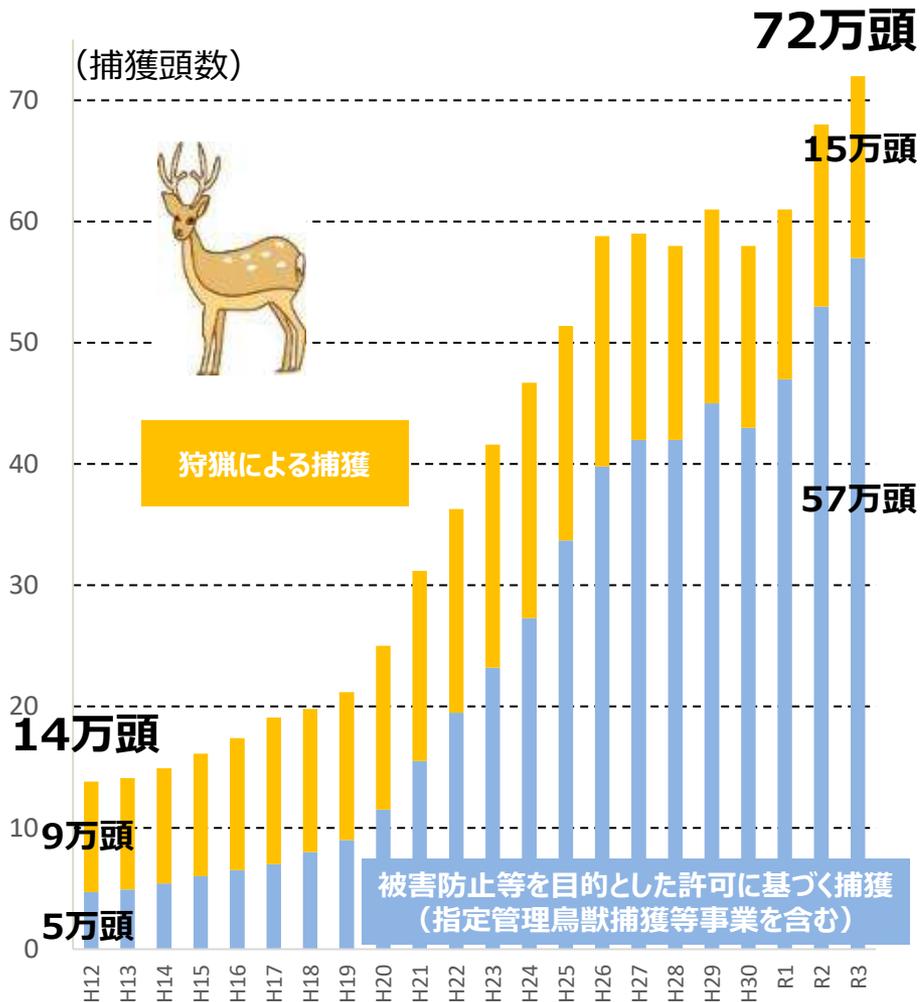
*環境省において推定（北海道の生息頭数は北海道が独自に推定）。
推定値は随時新たなデータを活用し算出（令和4（2022）年3月更新）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和4～9年度）で示している基準年の推定生息数の半数（39万頭）を用いた。

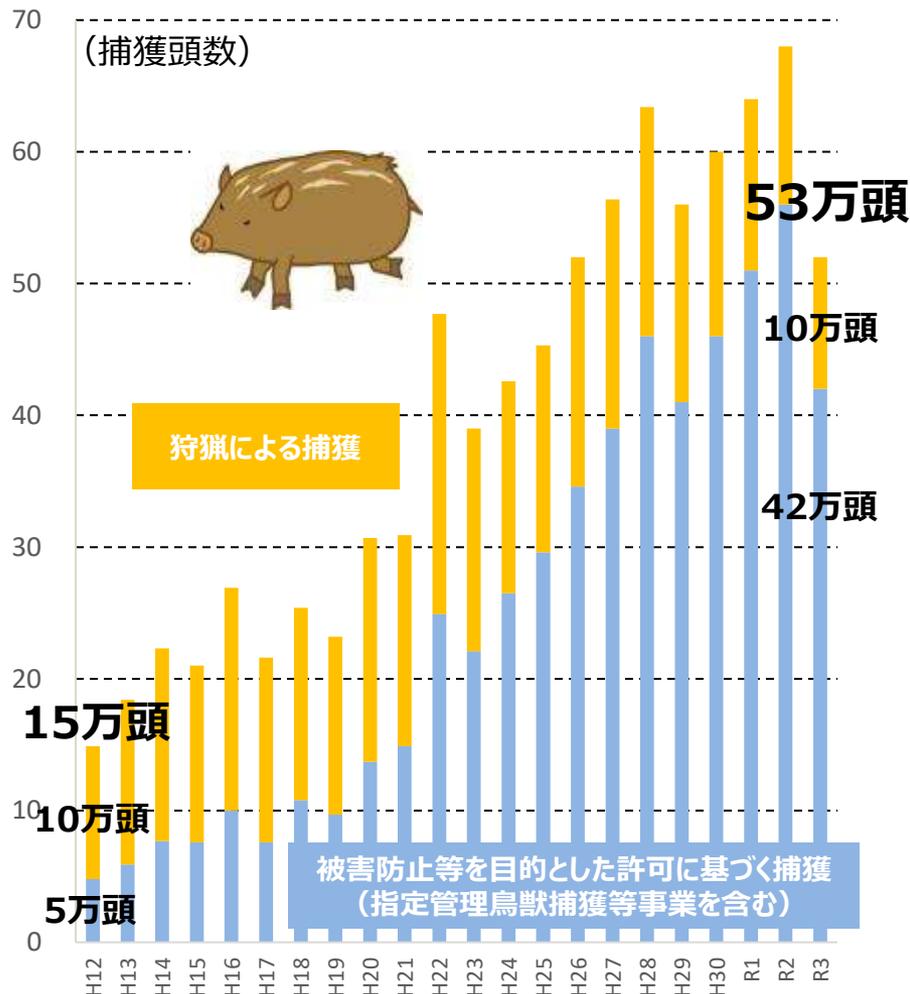
シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

【出典】「捕獲数及び被害等の状況等」（環境省）に基づき鳥獣対策室で作成

○ シカの捕獲頭数推移



○ イノシシの捕獲頭数推移

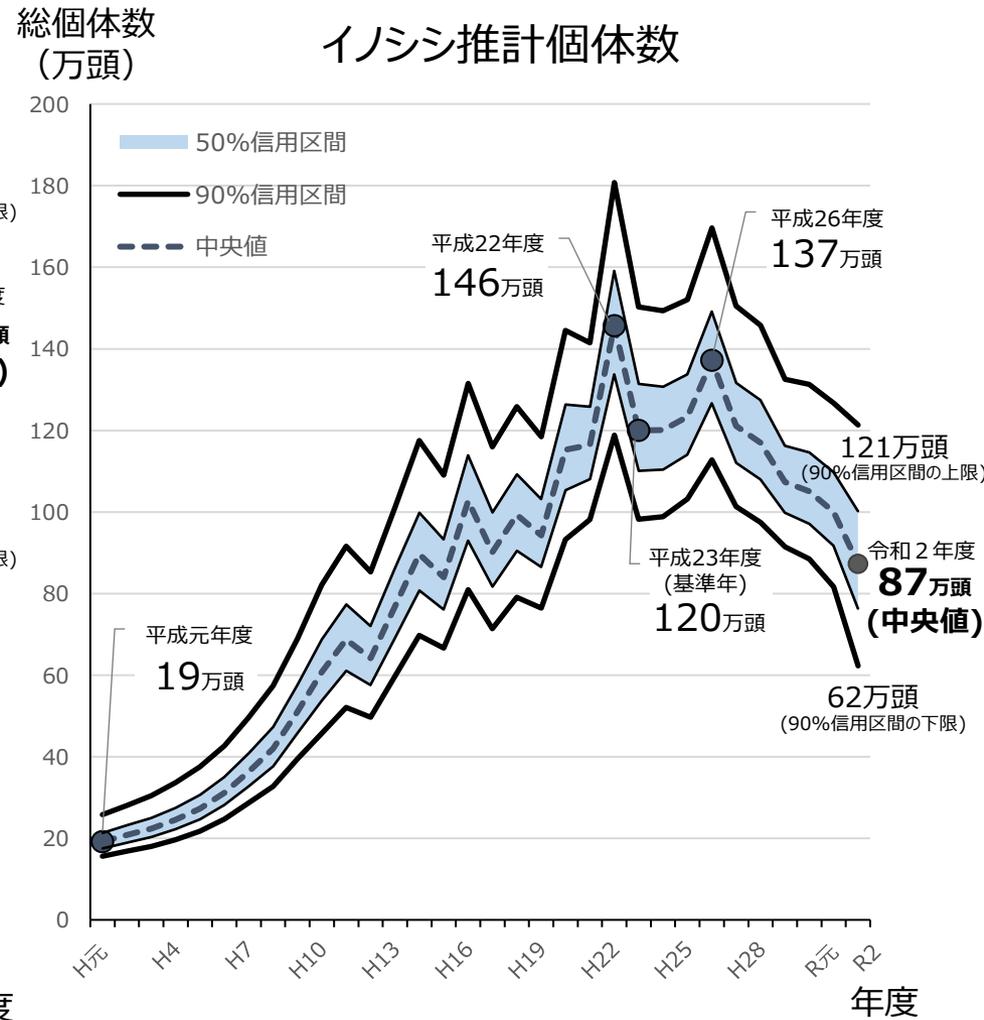
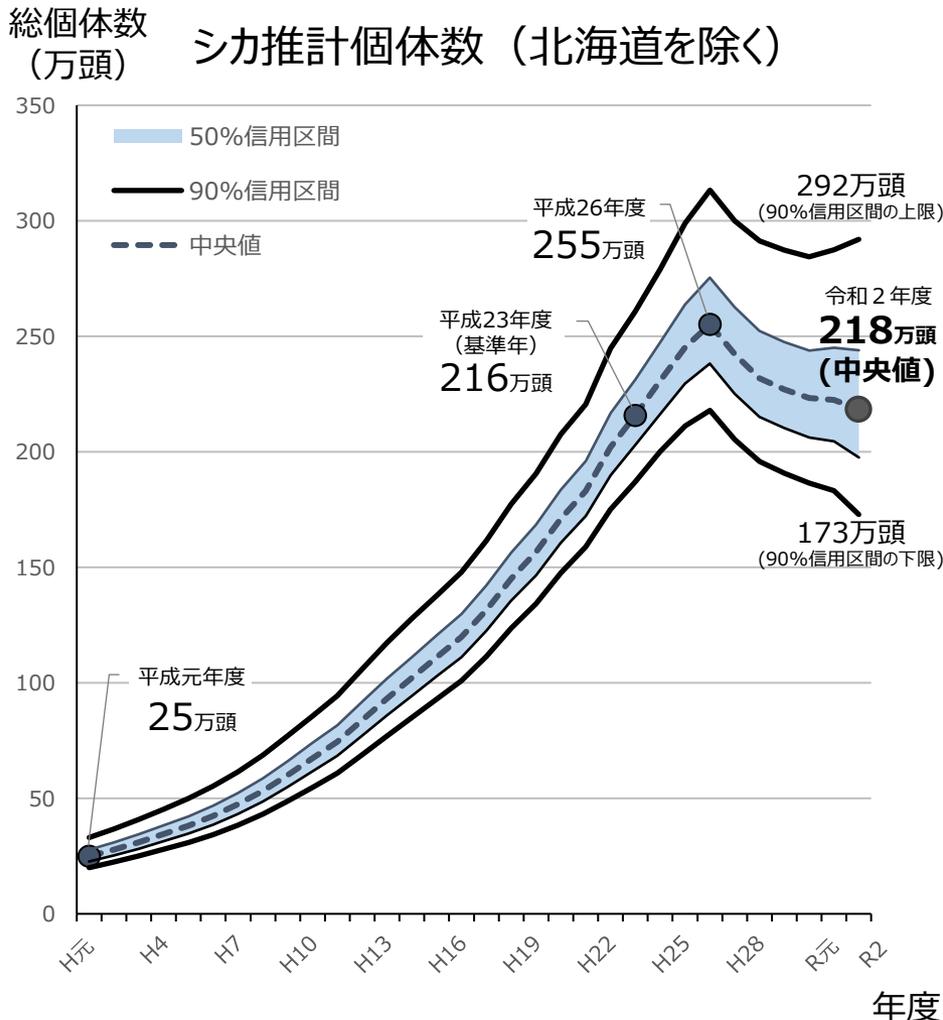


※ シカは北海道のエゾシカを含む数値。

※ シカ及びイノシシのR3捕獲数は速報値（令和4年8月17日現在）。捕獲数の訂正等により今後変更があり得る。

シカ・イノシシの個体数推定結果について

- シカは平成元年度～令和2年度で約9倍（中央値）に増加。平成26年度以降は減少傾向。
- イノシシは平成元年度～令和2年度で約5倍（中央値）に増加。平成26年度以降は減少傾向。



【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について（令和3年度）」（環境省）

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算概算要求額 12,516 (10,003) 百万円】

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利用拡大への取組**等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭 [令和5年度まで]）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t [令和7年度まで]）

<事業の内容>

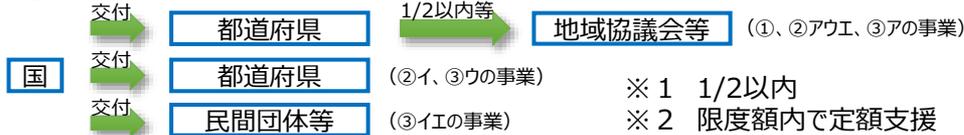
<事業イメージ>

鳥獣被害防止総合対策交付金 12,516 (10,003) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備、**既設柵の地際補強資材等の支援**（※1、柵を直営施工する場合は定額支援）
- ② 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化
 - ア 捕獲活動経費の支援（獣種等に応じた上限単価以内での定額支援）
 - イ 県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援（※2）
 - ウ **被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援**（※2）
 - エ **鳥類に対する地域ぐるみの総合的な対策の支援**（※2）
- ③ ジビエ利用拡大の推進
 - ア 処理加工施設やジビエカー等の整備（※1）
 - イ **広域搬入体制の全国展開に向けたモデルの整備**（※2）
 - ウ **豚熱感染確認区域でのジビエ利活用を推進する体制整備等の支援**（※2）
 - エ **ジビエ利用飲食店等の増加に向けたプロモーション等への支援**（※2）

<事業の流れ>



〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

- ① **ICT活用の定着に向けた取組の推進**
データを活用した鳥獣被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



- ② **鳥類に対する総合的な対策の実施**
地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援



〔ジビエ利用拡大に向けた取組〕

- ① **広域搬入体制の全国展開**
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開
- ② **豚熱感染確認区域における支援**
「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制等を支援
- ③ **ジビエを扱う飲食店等の拡大**
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施

〔鳥獣被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5概算要求額
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	110	100	125
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5	23	16	-	

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

【参考】鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する 特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罠・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する 特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罠・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

(注 1) 被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は 5 割

(注 2) 都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

(注 3) 都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

○ ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。

ジビエ需要の開拓・創出

消費

学校給食への展開



家庭でも作れる調理方法の普及



地域オリジナル商品の開発



農泊等との連携



外食等による販売拡大



消費者ニーズ把握

選ばれる商品を提供

捕獲

需要と供給をつなぐ流通

統一的なジビエ流通規格

供給側と実需者のマッチング

供給

商品情報の見える化

ニーズに応じた原料確保



衛生管理による品質確保

取引の拡大



情報表示

処理加工

良質ジビエの安定供給

野生鳥獣肉の衛生管理

- 平成26年5月、鳥獣保護法の改正に伴い、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加し、食用としての利活用が増加する見込みであり、食用に供される野生鳥獣肉の安全性の確保を推進。(平成26年5月22日参議院環境委員会附帯決議)
- 野生鳥獣肉の衛生管理について「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」において検討し、厚生労働省では、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」を策定(平成26年11月)。
- 食品衛生法の改正(令和2年6月1日施行)により、野生鳥獣肉を処理する施設においてもHACCPによる衛生管理が義務付けられたため、ガイドラインを一部改正(令和2年5月28日)。
- 豚熱感染確認地域で捕獲された野生イノシシを食用として利用できる条件を追加したことから、ガイドラインを一部改正(令和3年4月1日)。

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)の項目

狩猟

- 食用とすることが可能な狩猟方法
- 狩猟しようとする野生鳥獣に関する異常の確認
(家畜の生体検査に相当)
- 屋外で放血する場合の衛生管理
- 屋外で内臓摘出する場合の衛生管理、内臓の異常の有無の確認
- 狩猟者自身の体調管理及び野生鳥獣由来の感染症対策

運搬

- 具体的な運搬方法
- 狩猟者と食肉処理業者の連絡体制
- 狩猟個体の相互汚染防止
- 食肉処理業者に伝達すべき記録の内容

処理

- 狩猟者における衛生管理についての確認
- 食肉処理場の施設設備等
- 食肉処理業者が、解体前に当該野生鳥獣の異常の有無を確認する方法
(家畜の解体前検査に相当)
- 食肉処理業者が解体後に野生鳥獣の異常の有無を確認する方法
(家畜の解体後検査に相当)
- 工程毎の衛生管理

加工、調理、販売

- 仕入れ先
- 記録の保存
- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌
- 野生鳥獣である旨の情報提供

消費

- 十分な加熱調理
- 使用器具の殺菌

衛生管理の技術を有する狩猟者と野生鳥獣肉を取扱う事業者による適切な衛生管理

食品衛生法に基づく一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準(ソフト)
食品衛生法に基づく食肉処理業、飲食店営業、食肉販売業等の許可と施設基準(ハード)

国産ジビエ認証制度

- ジビエの処理加工施設の自主的な衛生管理等を推進するとともに、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図るため、平成30年5月に「国産ジビエ認証制度」を制定。
- 本制度は、厚労省ガイドライン及びカットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等に適切に取り組む処理加工施設を認証。
- また、認証を受けた処理加工施設で生産されたジビエ製品等に認証マークを表示するルールを規定。
- なお、エゾシカ肉処理施設認証制度と本制度の審査の同等性が認められたことから、令和2年4月に制度の一部を改正。

【認証基準の主な項目】

1. 厚労省ガイドラインに基づく衛生管理の遵守

＜チェックシートの項目＞

(厚労省ガイドラインを基に各県の認証を鑑み作成)

捕獲時の状況確認

搬入時のチェック項目

放血状況の確認

内臓摘出(屋内で行う場合・屋外で行う場合(※))

内臓及び枝肉の異常の有無確認

枝肉の洗浄、冷蔵

細菌検査(自主検査)、金属探知機 等

2. 規定されたカットチャートの遵守

3. 規定された表示ラベル記載事項の遵守

4. 出荷する製品のトレーサビリティの確保

(※)一定の技術を有する捕獲者に限る。これに係る研修制度は、今後新たに設ける予定。

【認証マークの使用】

- 認証を取得した事業者は、認証機関に認証マークの使用許諾申請を行うことで、認証マークを使用することが可能。

ジビエ製品、ジビエ加工品、
販売促進資材に使用可能

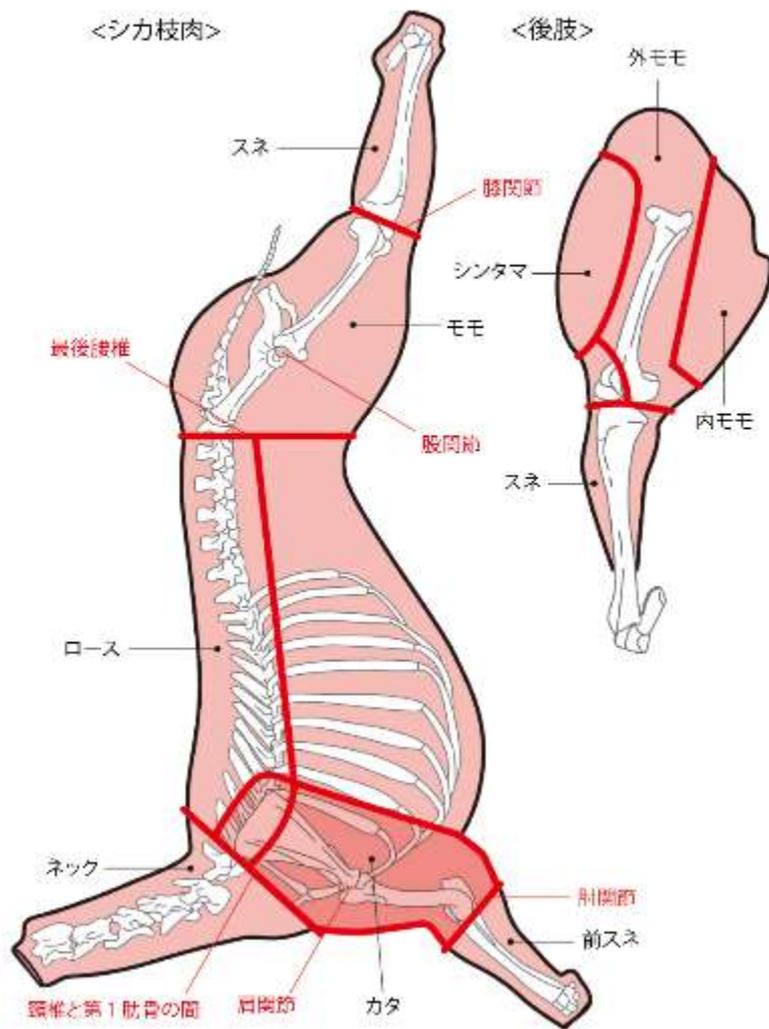


国産ジビエ
認証

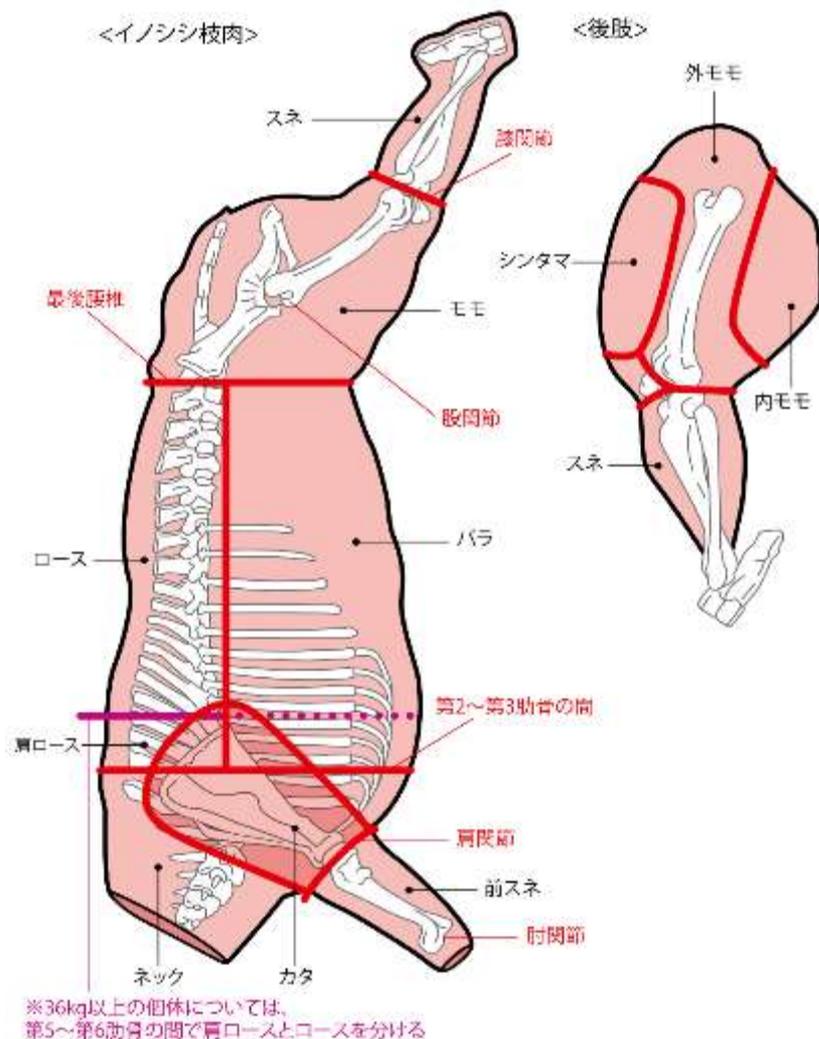


国産ジビエ認証制度【カットチャート】

【シカのカットチャート】



【イノシシのカットチャート】



商品名：鹿肉ロース(スライス)

捕獲地：〇〇県

加熱用

内容量：500g

賞味期限(※)：〇〇〇〇.〇〇.〇〇

保存方法：-18℃以下で保存

加工者：

(名称)〇〇〇〇〇〇〇

(住所)〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇

金属探知機：検査済み



二次元コード

二次元コードなどで示す情報

- ① 捕獲年月日
- ② 捕獲地域
例) 〇〇県 × × 町
- ③ 捕獲方法
例) 銃/くくり罠/箱罠など
- ④ 性別等
例) ♂/♀、幼獣/成獣
- ⑤ 体重(内臓摘出後)
- ⑥ 解体年月日
- ⑦ 加工年月日
- ⑧ 捕獲者
- ⑨ 個体識別番号
- ⑩ 認証施設・責任者
- ⑪ 電話番号

※賞味期限又は消費期限を表示

国産ジビエ認証制度【制度のスキーム】

- 農林水産省が指定する国産ジビエ認証委員会が認証機関を審査・登録し、認証機関が処理加工施設を審査・認証。
- これまでに認証を取得した事業者は、令和4年6月末現在、31施設。

【制度のスキーム】

国産ジビエ認証委員会

目的：認証機関の審査・登録、制度の普及
 委員構成：捕獲から処理加工、流通販売までの事業者・有識者等
 （オブザーバー：厚生労働省、農林水産省）
 認証部会：認証申請機関の事前審査を実施

申請 ↑ ↓ 審査登録 ↓ 監査、指導

【認証機関】民間団体等

（一社）日本ジビエ振興協会（平成30年7月17日 登録）
 ジビエラボラトリー（株）（平成31年3月25日 登録）

申請 ↑ ↓ 書類審査 現地審査 ↓ 監査、指導
 認証

【事業者】（処理加工施設）

【認証された事業者】 ※日付は認証日

- ① 京丹波自然工房（H30年9月7日）（京都府京丹波町）
- ② 祖谷の地美栄（いやのじびえ）（H31年1月9日）（徳島県三好町）
- ③ 信州富士見高原ファーム（H31年3月29日）（長野県富士見町）
- ④ 西米良村ジビエ処理加工施設（R元年5月30日）（宮崎県西米良村）
- ⑤ TAG-KNIGHT（タグナイト）（R元年5月30日）（大分県国東市）
- ⑥ 宇佐ジビエファクトリー（R元年7月3日）（大分県宇佐市）
- ⑦ わかさ29工房（にくこうぼう）（R元年7月3日）（鳥取県若桜町）
- ⑧ 長野市ジビエ加工センター（R元年8月22日）（長野県長野市）
- ⑨ ゆすはらジビエの里（R元年12月19日）（高知県梶原町）
- ⑩ 早川町ジビエ処理加工施設（R2年1月10日）（山梨県早川町）
- ⑪ 東広島市有害獣処理加工施設（R2年2月14日）（広島県東広島市）
- ⑫ 清流ジビエフードサービス（R2年3月30日）（岐阜県大野町）
- ⑬ イズシカ問屋（R2年3月30日）（静岡県伊豆市）
- ⑭ 株式会社サロベツベニソン（R2年10月9日）（北海道豊富町）
- ⑮ 北海道シュヴルイユ浦臼工場（浦臼ジビエ加工センター）（R2年10月23日）（北海道浦臼町）
- ⑯ 屋久島ジビエ加工センター（R3年2月4日）（鹿児島県屋久島町）
- ⑰ 丹波山村ジビエ肉処理加工施設（R3年2月4日）（山梨県丹波山村）
- ⑱ 安芸高田市野生鳥獣食肉処理加工施設（R3年3月31日）（広島県安芸高田市）
- ⑲ 庄原市有害鳥獣処理施設（R3年3月31日）（広島県庄原市）
- ⑳ 朝霧高原ジビエ（R3年3月31日）（静岡県富士宮市）
- ㉑ ジビエファーム（R3年3月31日）（熊本県宇城市）
- ㉒ オーガニックブリッジ（R3年5月27日）（千葉県木更津市）
- ㉓ 美作市獣肉処理施設（地美恵の郷みまさか）（R3年7月8日）（岡山県美作市）
- ㉔ ジビエ食肉処理施設大幸（R3年8月5日）（鹿児島県出水市）
- ㉕ 南加賀獣肉処理加工施設（ジビエアトリエ加賀の國）（R4年1月20日）（石川県小松市）
- ㉖ ジビエ工房やまと（R4年3月25日）（熊本県山都町）
- ㉗ 上世屋獣肉店（R4年3月25日）（京都府宮津市）
- ㉘ ジビエ工房茂原（R4年6月9日）（千葉県茂原市）
- ㉙ 湘南じびえ河津ファクトリー（R4年6月30日）（静岡県河津町）

<安定供給に向けて> 移動式解体処理車等の活用

- 移動式解体処理車(通称:ジビエカー)は、遠方から処理加工施設に搬入する場合でも肉質を劣化させないようにするため、捕獲現場近くまで移動し、車内にて解体・内臓摘出・はく皮までを行うことができる特殊車両。
- ジビエ専用の小型保冷車(通称:ジビエジュニア)は、捕獲個体を冷却しながら運搬できる回収専用車。
- 道路が狭小な山中の捕獲現場では、ジビエジュニアとジビエカーのリレー方式により、捕獲～搬送～一次処理を迅速かつ衛生的に行うことが可能となり、安全で良質なジビエの安定供給に資することが期待。

(ジビエカーとジビエジュニアの連携イメージ)

①

山中の捕獲現場へジビエジュニアが直行。
シカ等を冷やしながらジビエカーへ搬送。



ジビエジュニア

ジビエジュニア

搬送されたシカ等を速やかに解体。
枝肉にして処理加工施設へ搬入。

②



ジビエカー



処理加工施設



③

二次処理、商品化。



野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）概要

- 鳥獣保護法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が作成された（平成26年11月）。
- 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用にあたっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されている。

【狩猟時】における取扱

- ・銃による狩猟の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
- ・わなによる狩猟の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
- ・野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- ・屋外での内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

【運搬時】における取扱

- ・必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
- ・1頭ずつシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
- ・運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

- ・都道府県等が条例で定める食肉処理業の施設基準を遵守すること。
- ・HACCPに沿った衛生管理を実施すること。
（「小規模ジビエ処理施設向け HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」参照）
- ・解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

【加工、調理及び販売】における取扱

- ・仕入れた枝肉等について、異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
- ・食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。
- ・処理に使用する器具等は処理終了毎に摂氏83度以上等の消毒を行う。食肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは摂氏15度）以下で保存。
（注：食肉の加工、調理及び販売を行う場合は、食肉販売業等の施設基準を遵守する必要があり、HACCPに沿った衛生管理の実施も求められる。）

【消費時】における取扱

- ・中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
- ・まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。